

日

高

市

Just Right!
ひだか暮らし 

企

業

誘

致

ガ

イ

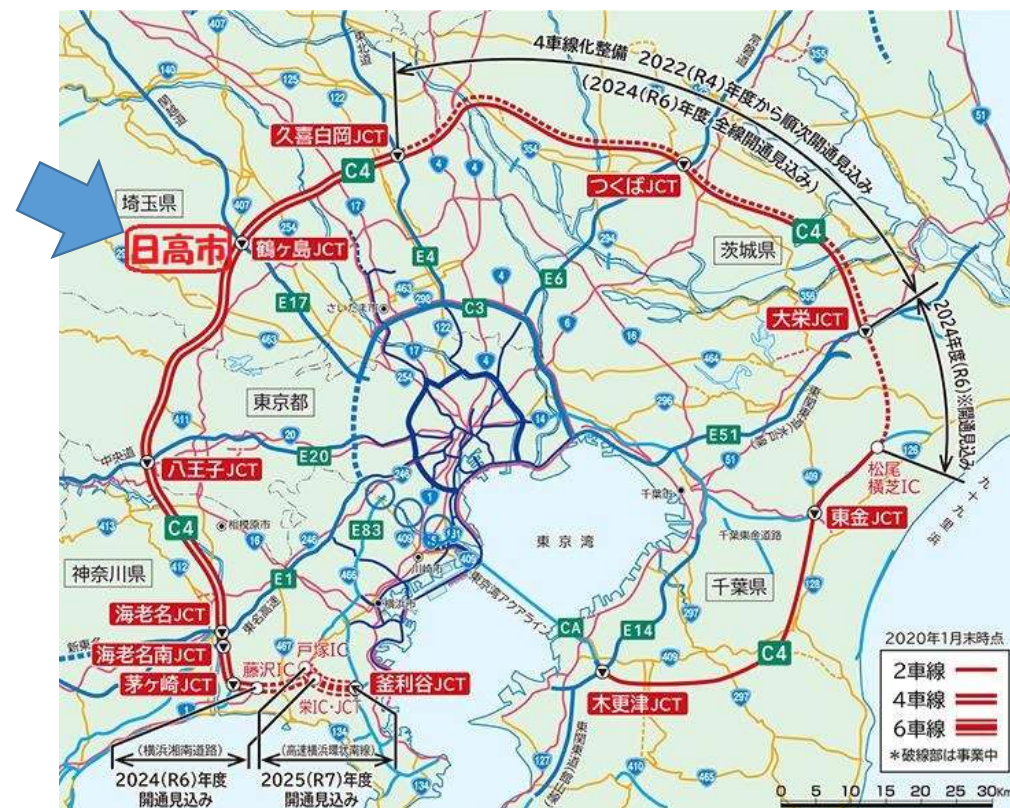
ド



ようこそ 日高市へ



関越道IC、圏央道ICに近接し、国道407号、主要県道、都市計画道路等の交通アクセスに優れた立地条件です。



国土交通省関東地方整備局HPから

圏央鶴ヶ島ICと 狭山日高ICに至近です。

練馬ICから約**19分**

久喜白岡JCTから約**23分**

八王子JCTから約**24分**

海老名JCTから約**46分**

日高市は**企業立地**
に最適な風土を
備えています。

一年を通じて温暖な内陸性の気候で、
災害に強い安全なまち

一年を通じて温暖な内
陸性の気候であり、**災
害に強い安全なまち**で
す。安心して、研究・生
産に取り組めます。



歴史のかおりを感じるまち

高麗神社や高麗王若
光の墓のある聖天院
に代表される、歴史
のかおりを感じるまち
です。



豊かな自然に恵まれたまち

西部地域は奥武蔵自
然公園の一角をなし、
特に高麗川が蛇行し
て形作る巾着田には、
500万本といわれる
日本一の曼珠沙華の
群生があり、全国的
にも有名です。



企業誘致の経緯

- 日高市は、市街化調整区域が市全体の約86.5パーセントを占めることから、平成10年度から他に先駆けて企業誘致担当を設置し規制緩和制度(都市計画法第34条第12号)を研究するなど、積極的な企業誘致に努めています。
- 平成15年度に埼玉県条例に基づく規制緩和区域の指定を受けました。
- 平成17年度からは日高市長が県知事の権限移譲を受け、日高市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づき、企業誘致を進めています。
- 平成26年度からは、新たに12号指定区域を適時に行うこととし、企業立地に向けたスピードアップを図っています。
- 埼玉県産業労働部企業立地課とも連携し、企業誘致に全力を挙げています。

都市計画法第34条第12号の規定による指定可能な区域

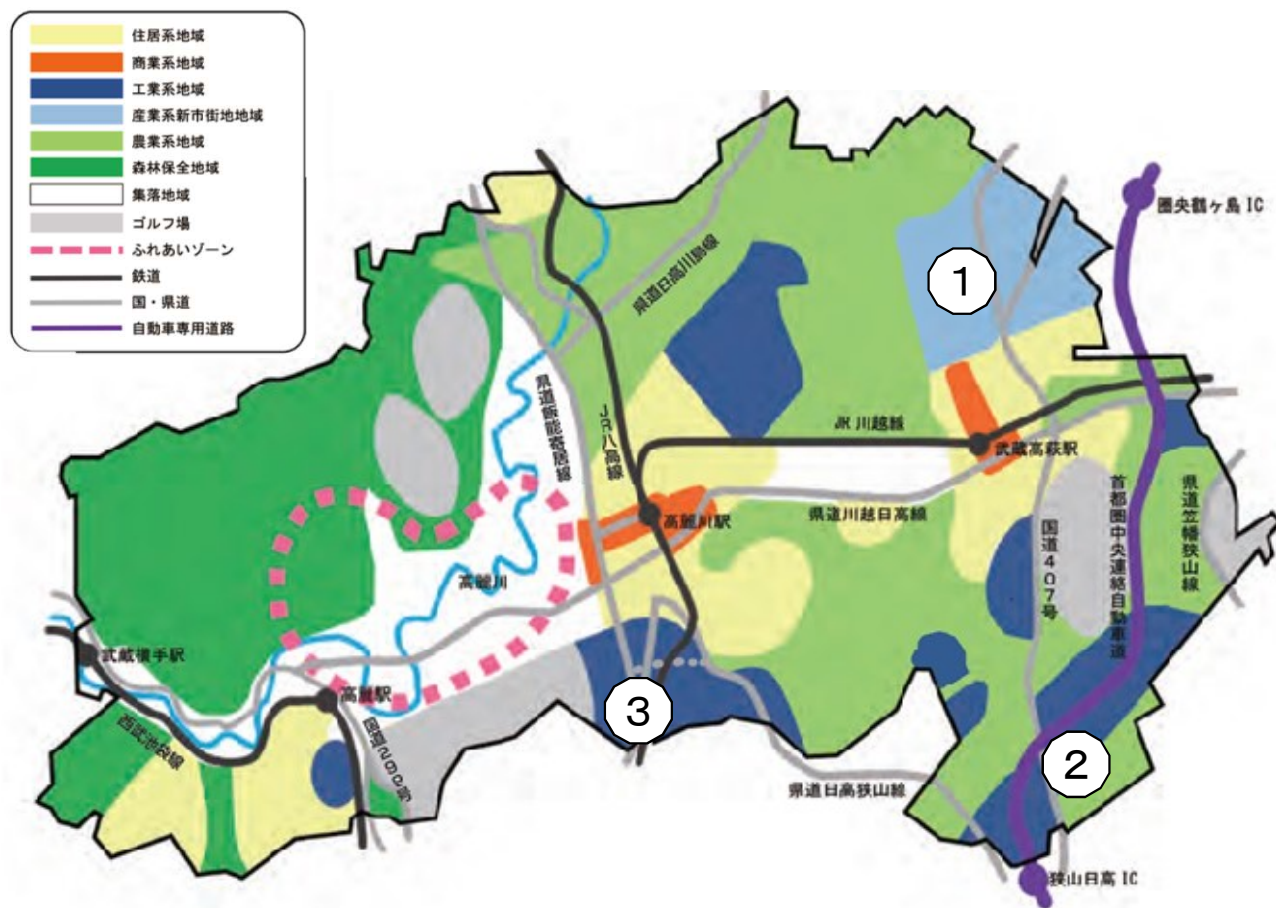
- 日高市総合計画における土地利用構想等において産業系新市街地地域及び工業系地域に位置付けられている地域（指定区域に含まない区域を除く。）のうち、個別基準を満たしているものに限り、適宜指定を行います。
- 1案件で面積が概ね5ヘクタールを超える計画は都市計画法第34条第10号（市街化調整区域の地区計画）で扱うものとします。

12号指定区域に含まない区域

都市計画法施行令第29条の10の規定に基づく土地の区域の他に、以下の区域は指定しません。

- a. 砂防法に基づく砂防指定地
- b. 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域内の農用地区域
- c. 農地法に基づく第一種農地
- d. 自然公園法に基づく自然公園普通地域
- e. ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づくふるさとの並木道
- f. 森林法に基づく保安林・保安施設地区

日高市総合計画土地利用構想における産業系新市街地 地域及び工業系地域（企業誘致を進めるエリア）



①高萩北部周辺地域

- 大字高萩、大字森戸新田、大字下高萩新田、
大字旭ヶ丘の各一部

②狭山日高インター チェンジ周辺地域

- 大字高萩、大字下大谷沢、大字大谷沢、大字田木、大字馬引沢、大字中沢及び大字高富の各一部

③上鹿山地域

- 大字上鹿山の一部

誘導する産業の業務機能を有する建築物 (各地域共通) 準工業系地域に準ずる用途です。

1. 工場(建築基準法別表第2(る)項第1号又は第2号に掲げるものを除く。)
2. 倉庫(建築基準法別表第2(る)項第2号に掲げるものを除く。)

(高萩北部周辺地域のみ)

3. 小売業を営む店舗

(大規模店舗立地法に基づく店舗面積が3,000平方メートル未満のものに限る。)

12号指定に関する個別基準

1. 計画建築物が、誘導する産業の業務機能を有する建築物であること。
2. 市長が条例の規定に基づき指定した道路に6メートル以上接していること。ただし、小売業を営む店舗については、整備済みの標準幅員12メートル以上の道路の沿道でもあること。
3. 雨水排水を有効かつ適切に排水できること。
4. 事業用排水(工場排水等)を伴わないこと。(公共下水道に接続する場合はこの限りではない。)
5. 計画使用水量の過半を水道水とすること。
6. 市関係課及び関係機関との調整が整うものであること。
7. 既に12号指定を受けた地区で事業を行っている事業計画者等は、当該地区への立地が完了(稼働)していること。

営業用倉庫（マルチテナント型倉庫等）の立地について

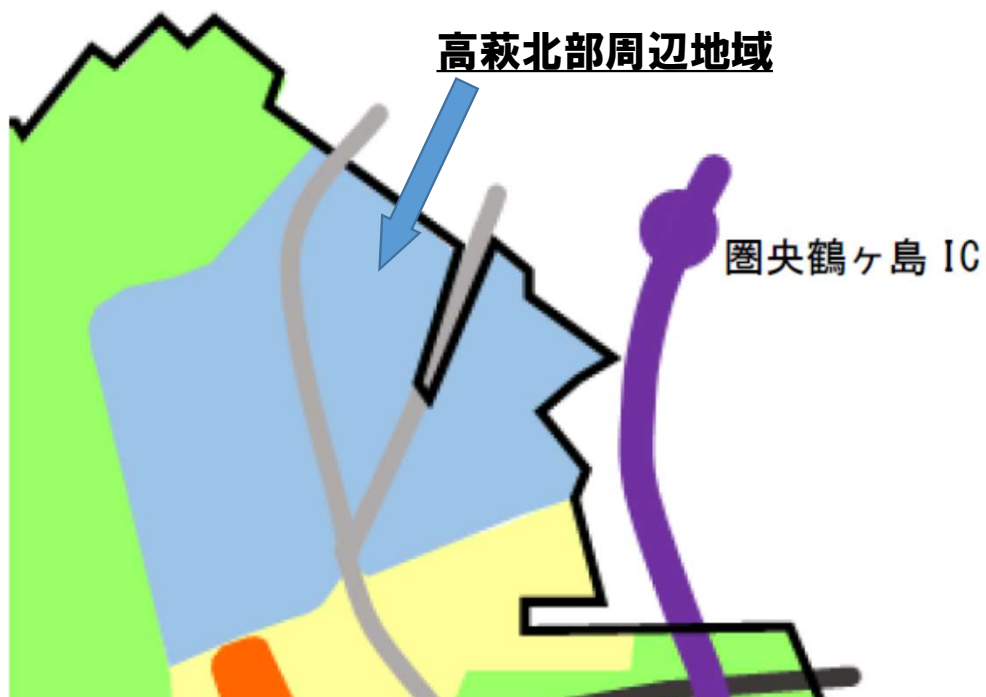
- 一定の条件を満たすものに限り、マルチテナント型倉庫の立地が可能です。
 - 一定の条件：次の事項をご了承願います。
 - 事業計画書を提出してください。
 - 建築基準法別表第2（る）項第2号に掲げるものの保管をしない旨の念書を提出してください。
 - 入居事業者の審査を行います。
 - 年1回の定期報告をお願いします。
 - 必要に応じて現場確認を実施します。

入居事業者の審査・定期報告

- ☛ 建築基準法別表第2（る）項第2号に掲げるものの保管をしないことを確認します。

①高萩北部周辺地域

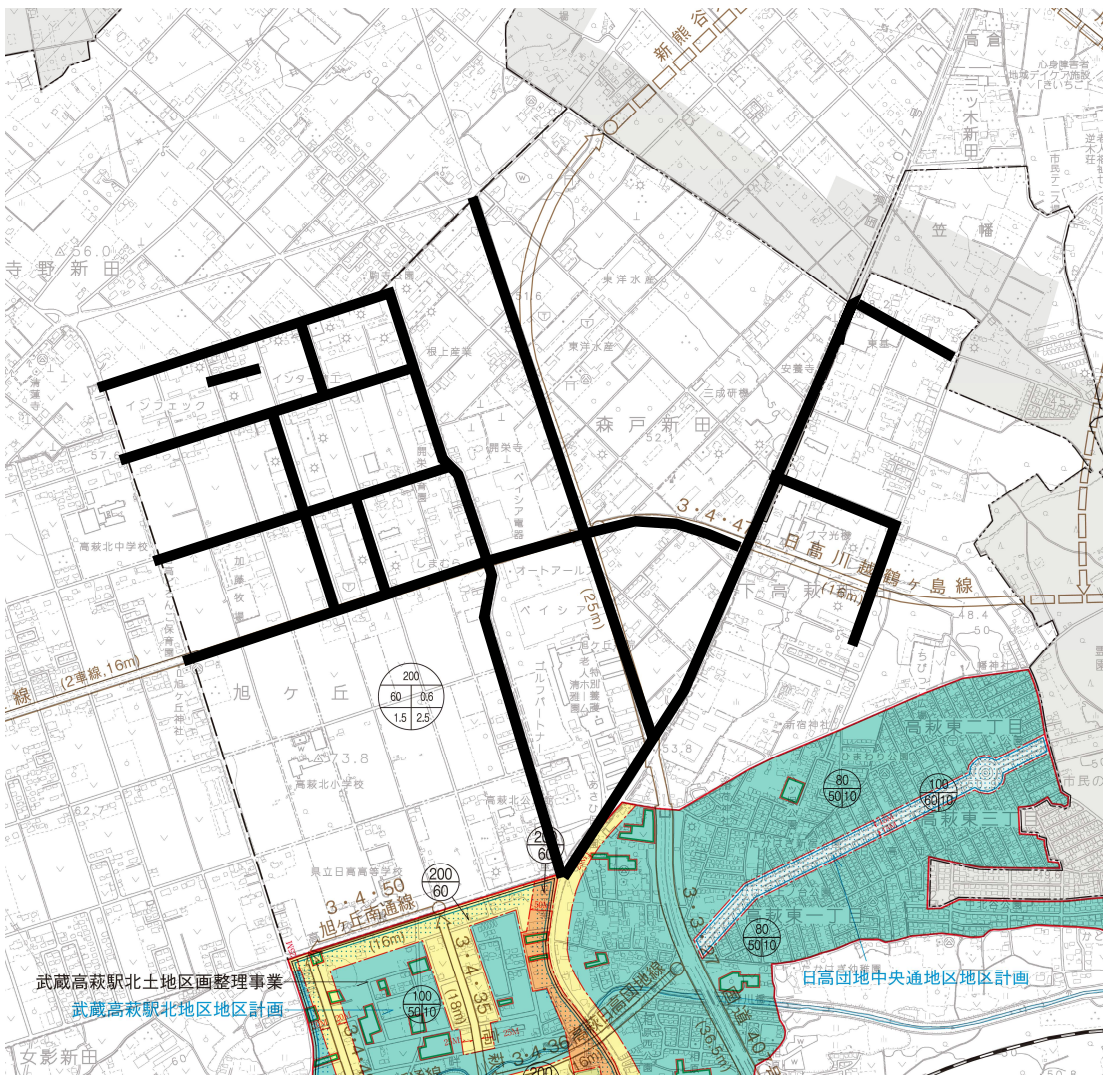
圏央鶴ヶ島インターチェンジに近接する約225ヘクタールのエリアです。



- ・工場
- ・倉庫
- ・小売業を営む店舗 を誘致します。

- ・先端技術産業系の工場や小規模な小売業を営む店舗の立地等による産業系新市街地地域です。
- ・都市計画道路原宿旭ヶ丘線の全線開通等により賑わいを感じられます。
- ・国道407号バイパスの一部開通により、さらにアクセス性が向上しました。
- ・「川越業務核都市基本構想」に基づき、研究開発機能や物流機能等の多機能複合型のまちづくりを進めています。

①高萩北部周辺地域



- ・工場
- ・倉庫
- ・小売業を営む店舗 を誘致します。

12号指定が可能な区域

1. 計画建築物が、誘導する産業の業務機能を有する建築物であること。
2. 市長が条例の規定に基づき指定した道路に6メートル以上接していること。ただし、小売業を営む店舗については、整備済みの標準幅員12メートル以上の道路の沿道でもあること。
3. 雨水排水を有効かつ適切に排水できること。
4. 事業用排水(工場排水等)を伴わないこと。
5. 計画使用水量の過半を水道水とすること。
6. 市関係課及び関係機関との調整が整うものであること。
7. 既に12号指定を受けた地区で事業を行っている事業計画者等は、当該地区への立地が完了(稼働)していること。

②狭山日高インターチェンジ周辺地域

圏央道の狭山日高インターチェンジに近接する約150ヘクタールのエリアです。

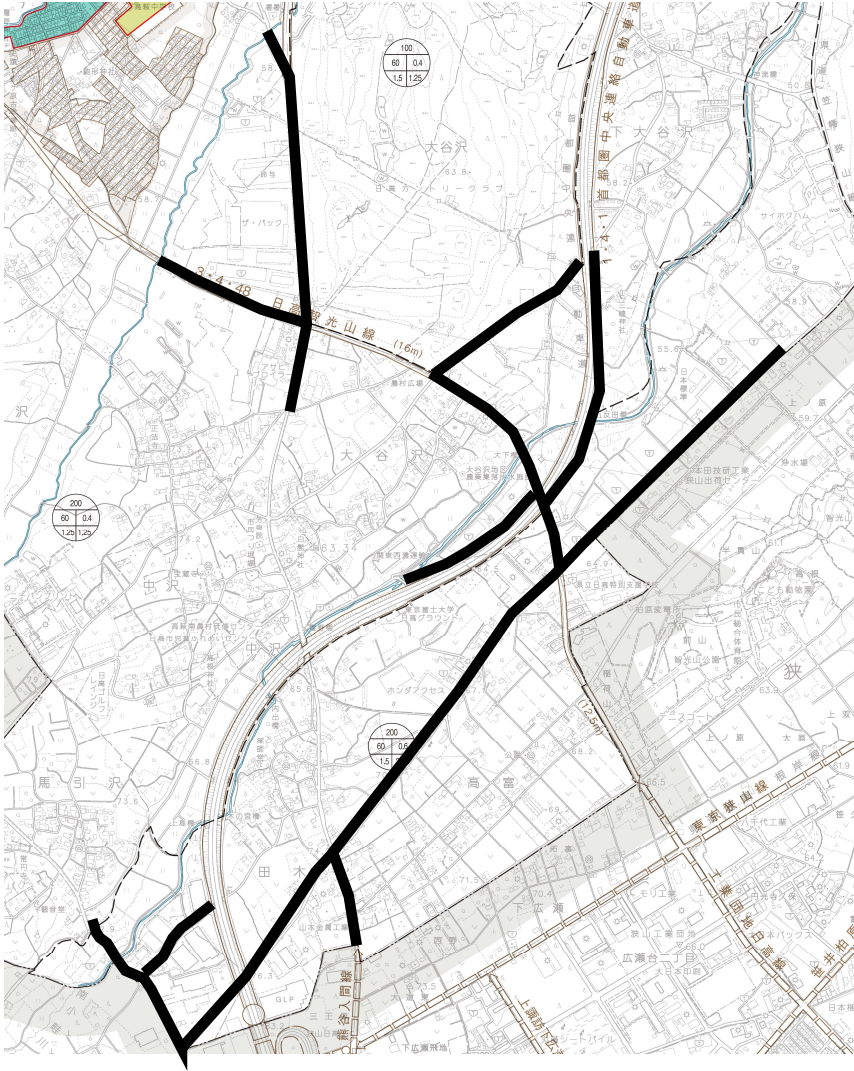


狭山日高インター
チェンジ周辺地域

- 工場
- 倉庫 を誘致します。

- インターチェンジ周辺という立地条件を生かして、大規模流通業務施設や製造業等の企業立地による工業系地域としての整備を進めています。

②狭山日高インターチェンジ 周辺地域



- 工場
- 倉庫 を誘致します。

12号指定が可能な区域

1. 計画建築物が、誘導する産業の業務機能を有する建築物であること。
2. 市長が条例の規定に基づき指定した道路に6メートル以上接していること。
3. 雨水排水を有効かつ適切に排水できること。
4. 事業用排水(工場排水等)を伴わないこと。
5. 計画使用水量の過半を水道水とすること。
6. 市関係課及び関係機関との調整が整うものであること。
7. 既に12号指定を受けた地区で事業を行っている事業計画者等は、当該地区への立地が完了(稼働)していること。

③上鹿山地域

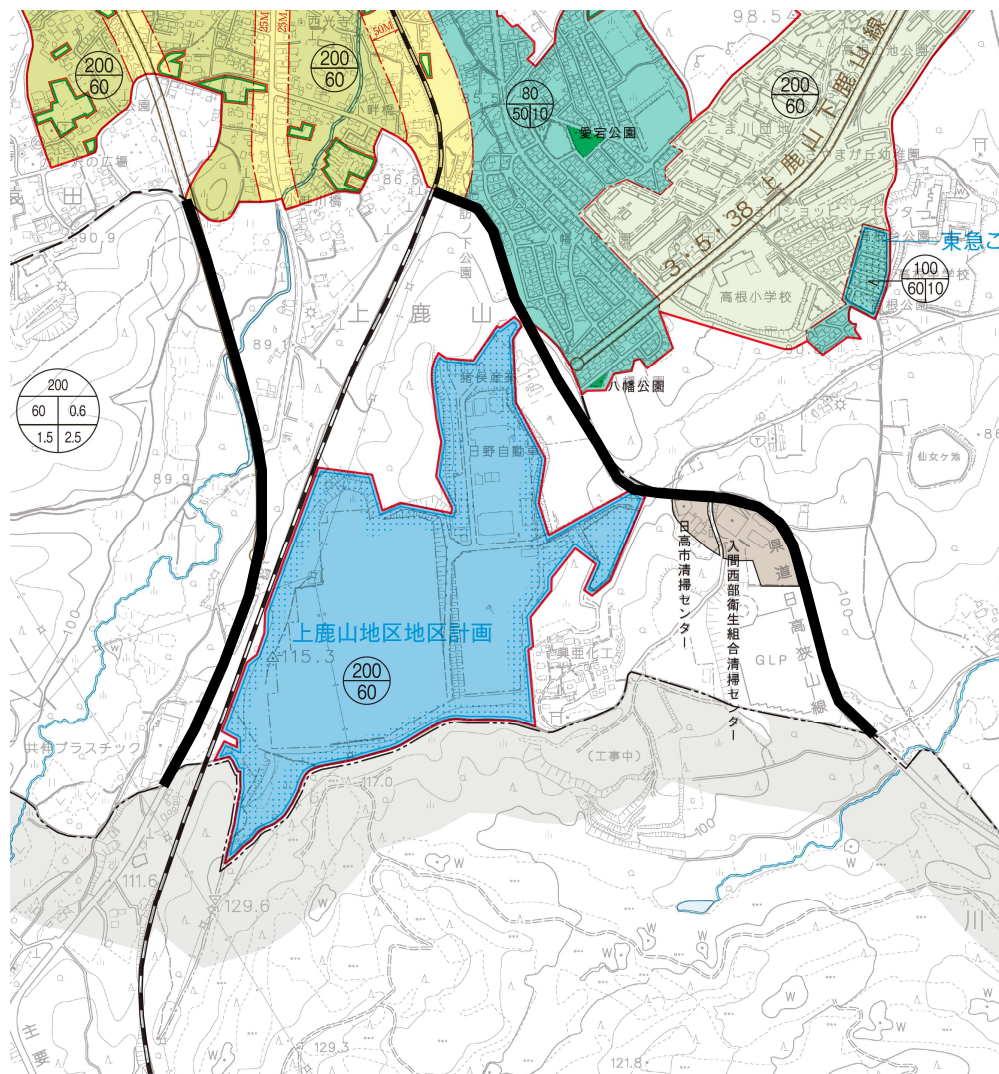
圏央道の狭山日高インターチェンジから県道日高狭山線及び県道飯能寄居線でのアクセスが良好な約80ヘクタールのエリアです。



- 工場
- 倉庫 を誘致します。

この地域では、既存工場周辺への大規模流通業務施設等の企業立地による工業系地域としての整備を進めます。

③上鹿山地域



- 工場
- 倉庫 を誘致します。

12号指定が可能な区域

1. 計画建築物が、誘導する産業の業務機能を有する建築物であること。
2. 市長が条例の規定に基づき指定した道路に6メートル以上接していること。
3. 雨水排水を有効かつ適切に排水できること。
4. 事業用排水(工場排水等)を伴わないこと。(公共下水道に接続する場合はこの限りではない。)
5. 計画使用水量の過半を水道水とすること。
6. 市関係課及び関係機関との調整が整うものであること。
7. 既に12号指定を受けた地区で事業を行っている事業計画者等は、当該地区への立地が完了(稼働)していること。

企業誘致の実績

(令和7年4月1日現在)

・開発許可済件数 **117件** 約**87ha**

	工場	倉庫	事務所	店舗	合 計
高萩北部周辺地域	40件	16件	3件	3件	62件
狭山日高インター チェンジ周辺地域	19件	29件	-	-	48件
上鹿山地域	1件	2件	-	-	3件
その他	4件	-	-	-	4件
合 計	64件	47件	3件	3件	117件